

介護保険適用

☆ 訪問看護費

| 訪問看護サービス利用時間 | 基本料金 | 負担金 |
|---------------|---------|--------|
| 20分未満 | 3,160円 | 316円 |
| 30分未満 | 4,720円 | 472円 |
| 30分以上1時間未満 | 8,300円 | 830円 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 11,380円 | 1,138円 |

☆ 加算について

| 加算の種類 | 加算の要件 | 基本料金 | 負担金 |
|-----------|---|--|--------------------------------|
| 早朝・夜間加算 | 早朝（午前6時～午前8時）または夜間（午後6時～午後10時）にサービスを提供した場合。 | 負担金の25%（1回につき） | |
| 深夜加算 | 深夜（午後10時～午前6時）にサービスを提供した場合 | 負担金の50%（1回につき） | |
| 複数名訪問加算 | 利用者の身体的理由により1人の看護師等では困難な場合、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損更衣などがある場合、その他の理由で看護師2人での訪問が必要な場合 | 30分未満1回につき 2540円 30分以上1回につき 4020円 | 30分未満 254円 30分以上 402円 |
| ターミナルケア加算 | 利用者の死亡前24時間内にターミナルケアを行った場合 | 死亡月につき 20,000円 | 2,000円 |
| 退院時共同指導加算 | 退院後円滑に訪問看護が提供できるよう、入院時に医療機関と共同して必要な指導を行った場合 | 1回につき 6,000円 | 600円 |
| 初回加算 | 新規に訪問看護を提供した場合 | 初回月に 3,000円 | 300円 |
| 特別管理加算Ⅰ・Ⅱ | 特別な管理（留置カテーテル、気管切開、在宅酸素など）を必要とする状態にある利用者に対し、計画的に訪問看護を提供した場合。 Ⅰ・Ⅱは管理内容によって区分されています。 | (Ⅰ) 1月につき 5,000円 (Ⅱ) 1月につき 2,500円 | 500円 250円 |
| 長時間訪問看護加算 | 特別管理加算の要件の状態の利用者に対し、1時間以上1時間30分未満の訪問看護実施後引き続き訪問看護を行った場合 | 1回につき 3,000円 | 300円 |
| 緊急時訪問看護加算 | (1) 24時間連絡体制 (2) 24時間連絡体制ではない | 1月につき5400円 2900円 | 540円 290円 |

☆ その他の費用

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 交通費 | サービス提供実施地域無料。それ以外の地域の方は、実施地域を超えた時点から |
|-----|--------------------------------------|